

「大宰府の七世紀史」覚書

重松 敏彦

はじめに

本稿は、「日本の七世紀史」という枠組みのなかにおいて、古代大宰府の成立過程をあとづけることを目的とする。その際には、倭王権による地方支配システムの構築過程と令制大宰府の前身とされるいわゆる「那津官家」⁽¹⁾、筑紫大宰、および筑紫総領との関わりが主要な課題となる。また、令制大宰府が有したとされる対外的機能、軍事的機能、管内支配機能からみたその成立過程も考慮しなければならないと思われる。ただし、令制大宰府の前身とされる三者に限っても、その研究史にはすでに膨大なものがある。⁽²⁾ それらの問題については改めて詳細に論じることとし、⁽³⁾ここではその概略を示しておきたいと思う。本稿を覚書とした所以である。

さて、近年刊行された吉川真司氏の著作は、まさに「日本の七世紀史」という枠組みによって書かれたものである。⁽⁴⁾ 吉川氏が、その著作において「七世紀史はこの半世紀、日本古代史研究の「主戦場」であった。個性あふれる学説が林立し、論争が繰り広げられてきた。考古学的研究の進展も著しい。」と述べているように、たしかに七世紀史研究は、飛鳥京跡、藤原宮跡、難波宮跡、および地方官衙遺跡などの発掘調査とそれらに伴う木簡をはじめとする出土文字資料の検出によって大きく様変わりしたといえる。

一方、古代大宰府に目を向けると、その組織・機構が大宝律令の制定・施行によって名実ともに成立したとされ、またいわゆる前期筑紫大宰の存在を認めるとすれば、その設置は推古朝にまで遡るのであり、まさに令制大宰府の前身は「日本の七世紀史」と見事に重なることになる。冒頭の目的を掲げた理由はここにある。本稿においては、この「大宰府の七世紀史」を検討するにあたって、推古朝における隋との交渉と筑紫大宰の創設、孝徳朝における立評と筑紫総領の設置、天智朝における白村江戦と筑紫大宰に対する軍事的機能の付与、飛鳥浄御原令制・大宝律令制と令制大宰府への展開過程、という四つの画期を設定した。

ただし、木簡などの出土文字資料が増加したとはいえ、七世紀史を考えるための史料は必ずしも多くはない。そのため、史料解釈、およびそれに基づく時代相について、さまざまな見解が提示されていることも否定できない。本稿もそうしたなかにあつて、大宰府の成立過程に関して、一つの見通しを与えようとするものであることを、はじめにお断りしておきたい。

第一章 推古朝と隋との交渉と筑紫大宰

推古朝の対外関係史上における最も重要な点は、隋との交渉が開始

されたことであろう。おおよそ三〇〇年ぶりに中国大陆を統一した隋に対して、倭もまた、倭の五王以来、一〇〇年以上を経て使節を派遣したのである。この遣隋使については、現在、記録に遺る派遣は最大に見積って六回とみられるが、実際の派遣回数は四回とする説が有力である。すなわち、まず六〇〇年（隋では開皇二十年、倭では推古八年にあたる）に、第一次遣隋使が派遣されたという。このことは、『隋書』倭国伝のみにみえ、『日本書紀』（以下、『書紀』と略す）にはみえない。次いで六〇七年（隋では大業三年、倭では推古十五年）、第二次遣隋使が派遣され、その帰国にともなって、翌年、隋使裴世清が来航する。さらに、裴世清の帰国に際して、これに同行してやはり小野妹子らが隋に派遣された（第三次遣隋使）。この両者については『隋書』、『書紀』ともに記録が遺されている。六一四年（推古二十二年）、第四次遣隋使として犬上御田歙らが派遣されたのである。すでに指摘があるように、この隋との交渉に際して、筑紫大宰が創設されたと推測されているのである。^⑦

先にふれたように、六〇〇年の遣隋使は、『隋書』倭国伝のみにみえて、『書紀』にはみえないことから、これを疑う説もあった。たとえば、夙に本居宣長が、この六〇〇年の遣使にふれて、次のように述べている。

〔一〕本居宣長『馭戎慨言』（寛政八年（一七九六）刊）上巻之上

（前略）次に北史また隋書に、至開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、号阿輩雞弥、遣使詣闕云々。（中略）大業三年、其王多利思比孤、遣使朝貢。（中略）此後遂絶といへる。開皇は、かの国隋の文帝が年号、その二十年は小治田宮御宇推古天皇の御代八年にあたり。其年倭王遣使といへるも、まことの皇朝の御使にあらず。

そのよしは下にいふべし。すべて上の件のもろこしの書どもに、大御国のありさまなどをするごとくもを見るに、あるひは韓人のつて、又西のほとりの国人の、みだりにいへるをきき、あるひは又かしの使などの来て、みづから物せしも、ただ筑紫わたり、西のかたそはを見たるのみにて、なべてのさまくはしき事をばしらずにいへる故に、いづれもみだりにて、ひがことがち也。

ここで宣長は、六〇〇年の遣使記事について、これは「韓人」、または「西のほとりの国人」によるものであり、「まことの皇朝の御使にあらず」と論断している。この考え方は戦後の遣隋使研究にも大きな影響を与えており、長らく、この遣使は倭王権による正式のものとは認められなかったが、現在ではこれを第一次遣隋使とみることはほぼ定説となっており、またこの遣使について、『隋書』倭国伝に記された内容を『書紀』編者がよしとせず、これを無視して記載しなかったとする見解がある。^⑧さらに、この遣使の隋における見聞は、倭にとっては大きなカルチャーショック（異文化の衝撃）であったとする説があり、この遣使ののちに、推古朝における国制改革が行われたことを考えれば、これも故なしとしない。また、この国制改革においては、推古十一年（六〇四）の冠位十二階の制定をはじめとして、小墾田宮の新造、および朝礼の改制が実施されたが、それらを対隋外交、ことにその迎接儀礼に関わるものとみる見解があり、またこれらの改革が第一次遣隋使と第二次遣隋使の間に行われていることにも注意したい。^⑩こうした点を考慮すると、これら推古朝の国制改革の一環として、筑紫における遣隋使をはじめとした外国使節の来航に関わって筑紫大宰が創設された、と考えることができると思われる。

ところで、筑紫大宰の初見史料は、次の『書紀』の記事である。

〔2〕『書紀』推古十七年（六〇九）四月庚子条

筑紫大宰奏上言、百濟僧道欣・惠弥為_レ首_一十人、俗人七十五人、泊_二于肥後国葦北津_一。是時、遣_二難波吉士德摩呂・船史龍_一、以問之曰、何來也。対曰、百濟王命以遣_二於吳国_一。其国有_レ乱不_レ得_レ入。更返_二於本郷_一。忽逢_二暴風_一、漂_二蕩海中_一。然有_二大幸_一、而泊_二于聖帝之边境_一。以_レ歛喜。

ここで、筑紫大宰を含む大宰関係史料、および筑紫総領を含む総領関係史料を一覧に整理した表を掲げておく（第1表）。大宰、総領については、それぞれに一覧化された表が作成されることが多いが、こゝと筑紫大宰と筑紫総領に関していえば、その相互の関連が重要となる場面もあることから、両者を一括して整理した表としたのである。

さて、史料〔2〕の内容に注目すると、筑紫大宰が百濟僧道欣・惠弥ら一〇人と俗人七五人が肥後国葦北津に來泊したことを奏上した、と伝えており、対外関係にかかわるものである。また、後述するように白村江敗戦後の天智朝には、この筑紫大宰に軍事的機能が付与されたと推定されるが、この時期を画期として前期筑紫大宰、後期筑紫大宰に区分する説がある。前期筑紫大宰に関していえば、先掲の史料〔2〕のほかには、『書紀』では次の三点が知られるのみである。

〔3〕『書紀』皇極二年（六四三）四月庚子条

筑紫大宰、馳_レ奏曰、百濟国主兒翹岐・弟王子、共_二調使_一來。

〔4〕『書紀』皇極二年（六四三）六月己卯条

筑紫大宰、馳_レ奏曰、高麗遣_レ使來朝。群卿聞而、相_レ謂之曰、高麗、自_二己亥年_一不_レ朝。而今年朝也。

〔5〕『書紀』大化五年（六四九）三月是月条

遣_二使者_一、收_二山田大臣資財_一。々々之中、於好書上。題_二皇太子書_一。

於重宝上、題_二皇太子物_一。使者還申_二所收之状_一。皇太子始知_二大臣心猶貞淨_一、追生_二悔恥_一、哀歎難_レ休。即拜_二日向臣於筑紫大宰帥_一。世人相_レ謂之曰、是隱流乎。（下略）

また、史料〔5〕については、『上宮聖徳法王帝説』に関連する記述がみえる。

〔6〕『上宮聖徳法王帝説』八、起七寺 裏書^②

本云、曾我日向子臣、字無耶志臣、難波長柄豊碓宮御宇天皇之世、任_二筑紫大宰帥也_一。甲寅年十月癸卯朔壬子、為_二天皇永念_一。起_二般若寺_一云々。□□京時定額寺之。

さらに、斉明朝のこととして、『続日本紀』（以下『続紀』と略す）に次の記事がみえる。

〔7〕『続紀』養老四年（七二〇）正月庚辰条

（前略）大納言正三位阿倍朝臣宿奈麻呂薨。後岡本朝筑紫大宰帥大錦上比羅夫之子也。

ここで、『書紀』にみえる三例の前期筑紫大宰に関する記事について、これらを編者による潤色として退ける説がある。近年では亀井輝一郎氏の見解があり、氏は、筑紫大宰の性格を斉明朝の百濟救援の役にもなつて設置された軍政府と推定したうえで、前期筑紫大宰に関するこれらの記事を潤色とされるのである。しかし、すでに述べてきたように、筑紫大宰の創設は、隋との交渉開始に際しての、推古朝における国制改革の一環とみなすことができるのであり、これを否定する必要はないと思う。また、『書紀』の皇極朝における記事は、いずれも対外関係にかかわるものであり、初見記事の内容とも齟齬しない。『書紀』の前期筑紫大宰に関する記事が、初見記事を除けば、皇極紀に近接して現れることは、作為とみるよりむしろ、史料残存の偶然性によ

第1表 大宰・総領関係記事一覧

年月日(○は閏月)	表 記	人 名	記 事	出 典
推古17(609).4.4	筑紫大宰		百濟僧道欣らが肥後国葦北津に泊ることを奏上。	日本書紀
皇極2(643).4.21	筑紫大宰		百濟王の子翹岐が調使とともに来朝することを馳駟奏上。	日本書紀
皇極2(643).6.13	筑紫大宰		高麗が遣使来朝することを馳駟奏上。	日本書紀
大化5(649).3	筑紫大宰帥	蘇我日向	任命。世人、隠流かという。	日本書紀
大化5(649).	惣領	高向大夫	中臣某ら、惣領に要請して神郡を別置。己酉年。	常陸国風土記
白雉4(653).	惣領	高向大夫	物部河内ら、惣領に要請して信太郡を設置。癸丑年。	常陸国風土記 逸文
白雉4(653).	惣領	高向大夫、中 臣幡織田大夫	茨城・那珂国造、惣領に要請して郡家を別置。癸丑年。	常陸国風土記
白雉4(653).	惣領	高向大夫	多珂国造ら、惣領に要請して多珂・石城の二郡を設置。	常陸国風土記
孝徳朝	(惣領)		高向臣・中臣幡織田連らを派遣して坂より東の国を惣領す。	常陸国風土記
孝徳朝	筑紫大宰帥	曾我日向子臣	任命、字は無耶志臣。	上宮聖徳法王帝説裏書
斉明朝	筑紫大宰帥	(阿倍)比羅夫	大錦上。ただし、斉明朝の冠位とは合致しない。	続日本紀 養老4年正月 庚辰条
天智3(664).9	筑紫大宰		津守吉禰ら、勅旨を筑紫大宰辞と称して、郭務棕らに宣告。	善隣国宝記
天智3(664).12	日本鎮西筑紫 大將軍		郭務棕帰国。日本鎮西筑紫大將軍職を授く。	善隣国宝記
天智6(667).11.9	筑紫都督府		唐の百濟鎮將、遣唐使を送致。	日本書紀
天智7(668).7	筑紫率	栗前王	任命。	日本書紀
天智8(669).1.9	筑紫率	蘇我赤兄	任命。	日本書紀
天智9(670)?	総領	石川王	都可村を広山里と改称。庚午年か。	播磨国風土記
天智10(671).6	筑紫率	栗隈王	任命。	日本書紀
天智10(671).11.10	筑紫大宰府		対馬国司、郭務棕らの来航を言上。	日本書紀
天武元(672).6.26	筑紫大宰	栗隈王	近江朝廷の興兵要請を拒否。	日本書紀
天武2(673).8.25	大宰		耽羅使人に詔を伝達。	日本書紀
天武5(676).9.12	筑紫大宰	屋垣王	罪あって土佐に配流。三位。	日本書紀
天武6(677).11.1	筑紫大宰		赤烏を献上。大宰府諸司の人に賜祿。	日本書紀
天武8(679).3.9	吉備大宰	石川王	病により、吉備にて死没。	日本書紀
天武11(682).4.21	筑紫大宰	丹比島	大鐘を献上。	日本書紀
天武11(682).8.13	筑紫大宰		三足の雀有るを言上。	日本書紀
天武12(683).1.2	筑紫大宰	丹比島	三足の雀を献上。	日本書紀
天武14(685).11.2	筑紫大宰		周芳総令の所に備用の鉄一万斤を送付。	日本書紀
天武14(685).11.2	筑紫大宰		備用の物として糸・布・鉄・箭竹等を要請。筑紫に送下。	日本書紀
持統即位前紀 朱鳥元(687).⑫	筑紫大宰		高麗・百濟・新羅の百姓、僧尼を献上。	日本書紀
持統元(687).4.10	筑紫大宰		投化の新羅僧尼・百姓を献上。	日本書紀
持統元(687).9.23	筑紫大宰		天皇の死没を新羅使に宣告。	日本書紀
持統2(688).2.2	筑紫大宰		新羅の調賦・別献物等を献上。	日本書紀
持統3(689).1.9	筑紫大宰	粟田真人	隼人・布・牛皮・鹿皮を献上。	日本書紀
持統3(689).6.1	筑紫大宰		筑紫大宰に衣裳を賜与。	日本書紀
持統3(689).6.20	筑紫大宰	粟田真人	筑紫大宰に詔して、学問僧が新羅師友に送る綿を賜与。	日本書紀
持統3(689).6.29			諸司に令1部22巻を班賜。	日本書紀
持統3(689).8.21	伊予総領	田中法麻呂	伊予総領に詔して、讚吉国御城郡捕獲の白燕を放養させる。	日本書紀
持統3(689).⑧.27	筑紫大宰帥	河内王	任命。淨広肆。	日本書紀
持統4(690).7.6	大宰		大宰・国司、皆遷任。	日本書紀
持統4(690).10.15	筑紫大宰	河内王	使者を派遣し、筑紫大宰に詔して新羅送使の饗応につき指示。	日本書紀
持統5(691).1.14	筑紫大宰府典	筑紫益	典拜任29年、清白・忠誠を賞し食封・布・稻等を賜与。	日本書紀
持統6(692).⑤.15	筑紫大宰率	河内王	筑紫大宰率に詔して、大隅・阿多への仏教布教を命令。	日本書紀
持統8(694).4.5	筑紫大宰率	河内王	淨広肆を追贈、また賻物を賜与。	日本書紀
持統8(694).9.22	筑紫大宰率	三野王	任命。淨広肆。	日本書紀
文武2(698).5.25	大宰府		大野・基肆・鞠智の三城を繕治。	続日本紀
文武3(699).12.4	大宰府		三野・稻積の二城を修(つく)る。	続日本紀
文武4(700).6.3	竺志惣領		薩末比亮ら、覓国使を剽劫、竺志惣領に勅して決罰。	続日本紀
文武4(700).10.15	筑紫惣領	石上麻呂	任命、直大壱。直広參小野毛野を大式に任命。	続日本紀
文武4(700).10.15	周防惣領	波多牟後閑	任命、直広參。	続日本紀
文武4(700).10.15	吉備惣領	上毛野小足	任命、直広參。	続日本紀
大宝元(701).8.3			大宝令、成る。	続日本紀
大宝2(702).2.1			大宝律を天下に頒布。	続日本紀
大宝2(702).3.22	大宰府		歌斐国、梓弓500張を献上、これを大宰府に充てる。	続日本紀
大宝2(702).3.27	大宰府		信濃国、梓弓1020張を献上、これを大宰府に充てる。	続日本紀
大宝2(702).3.30	大宰府		大宰府に所部の国掾以下、および郡司を銓擬することを許す。	続日本紀
大宝2(702).8.16	大宰帥	石上麻呂	任命、正三位。	続日本紀

るものとも考えられよう。

さらに、史料〔5〕、〔6〕、〔7〕により、孝徳朝における曾我（蘇我）日向の、また斉明朝における阿倍比羅夫の筑紫大宰帥任命が知られるのであるが、筑紫大宰には王族が任命されたとする見解にしがた¹⁵えば、ここにみえる曾我日向、および阿倍比羅夫の筑紫大宰帥任命はやや問題である。ただ、曾我日向の場合は「隠流」とされていることから、例外とみることもできよう。阿倍比羅夫の場合は、以下の史料が参照されねばならない。

〔8〕『書紀』天智天皇即位前紀斉明七年（六六一）八月条

遣¹⁶前將軍大花¹⁶下阿曇比羅夫連・小花下河辺百枝臣等、後將軍大花下阿倍引田比羅夫臣・大山上物部連熊・大山上守君大石等¹⁶、救¹⁶於百濟¹⁶。仍送¹⁶兵仗・五穀¹⁶。或本、統¹⁶此末¹⁶云、別使¹⁶大山下狹井連檳榔・小山下秦造田來津、守¹⁶護百濟。

〔9〕『書紀』天智二年（六六三）三月条

遣¹⁷前將軍上毛野君稚子・間人連大蓋、中將軍巨勢神前臣詔語・三輪君根麻呂、後將軍阿倍引田臣比羅夫・大宅臣鎌柄¹⁷、率¹⁷二万七千人¹⁷、打¹⁷新羅¹⁷。

阿倍比羅夫は、百済救援の際の後將軍として、史料〔8〕・〔9〕の両方に登場する。長洋一氏は、史料〔8〕を第一次派遣軍、〔9〕を第二次派遣軍として、両者に現れる阿倍比羅夫は、史料〔8〕の時点では渡海せずに筑紫に留まり、出兵の後方の抑えとなったとみている。このことが後に筑紫大宰の役割と同じと考えられたことから、史料〔7〕のような認識がうまれた、とされた¹⁷。とすれば史料〔7〕は、『統紀』編者による造作ともいえよう¹⁸。この両例を以上のように考えて、決定的とはいえないが、推古朝における筑紫大宰の創設を推測したいと思う。この立場からすれば、まず、筑紫大宰は推古十七年（六〇九）

以前に創設されたことになる。具体的な時期は、先の指摘をふまえて考えれば、六〇〇年の第一次遣隋使派遣後、六〇七年に第二次遣隋使が派遣されるまでの間とみることができよう。

また、初見記事の、百済僧らの肥後国葦北津への来泊を奏上したという内容からみて、筑紫大宰が肥後国までをも統轄する機能をもっていたとする説がある。たとえば、「葦北津を含むこの地方には、かかる事件などに際して、それを筑紫大宰に報告する義務を課せられた者が存在していたこと、換言すれば、ここでは一定の地方支配組織が形成され、すでに十分な機能を果たしていたことを推測せしめる」、また葦北国造の存在を根拠として「葦北国造はそれに統合される以前に朝廷の軍事的部民に編入されていたのであり、具体的にはヤマト政権の派遣官である筑紫大宰に統轄されていたのであろう」とする倉住靖彦氏の見解が代表的なものであろう。しかし、これもすでにしばしば指摘されているように疑問であると思う。たとえば、北條秀樹氏は、葦北国造の存在、およびその倭王権との関係を考慮しつつも、「前世紀よりヤマトとの関係の深い葦北での事件なればこそ、かつ百済使の来着という外交上の問題であるが故に大宰への報告が為されたのである」、大宰が恒常的に葦北地方ましてや九州を統轄していたと一般化するのには、やや無理がある¹⁹。さらに筑紫大宰には、外国使節の応接機能が付与されていたことから、関連事項を中央に取り継ぐことはあったとみられるが、「それは統轄ないしは国政機能とは次元を異にするのではあるまいか」とされて²⁰おり、首肯すべき見解といえよう。

いまひとつ指摘しておきたいのは、この筑紫大宰の創設を、筑紫における隋使など海外の使者を応対する「礼儀」の制度の一環とする見解もある²¹が、そうではなく、筑紫大宰は隋使の筑紫滞在時における管

理・監督にあつたとみられる、ということである。たしかに、推古朝における中央の国制改革が、隋使の迎接儀礼に深く関わるものであつたとしても、それにもなつて筑紫においても迎接儀礼が行われたとは考えにくいからである。⁽²⁾そして、この外国使節に対する管理・監督という職務は令制大宰府の機能からいえば、養老職員令69大宰府条に規定されている対外的機能に関わるとみられる「蕃客」「帰化」「饗謙」のうちの「蕃客」に相当すると考えられるから、この時点で筑紫大宰は、こうした対外的機能の一部をはたしていたといえよう。

〔10〕『隋書』倭国伝

（前略）大業三年、其王多利思比孤遣使朝貢。（中略）明年、上遣文林郎裴清使於倭国。度百濟、行至竹島、南望三艘羅国、經都斯麻国、迴在大海中。又東至一支国、又至竹斯国、又東至秦王国。其人同於華夏、以為夷洲、疑不能明也。又經十余国、達於海岸。自竹斯国以東、皆附庸於倭。

〔11〕『書紀』推古十六年（六〇八）四月条

小野臣妹子、至自大唐。々国、号妹子臣曰蘇因高。即大唐使人裴世清・下客十二人、從妹子臣至於筑紫。遣難波吉士雄成、召大唐客裴世清等。為唐客更造新館於難波高麗館之上。

ここに引用したように、史料〔10〕によれば、隋使の通過点として百濟、竹島、耽羅国、都斯麻国、一支国、竹斯国、秦王国とあり、ここに「竹斯国」がみえる。これは筑紫のことである。一方、史料〔11〕にも同じく「筑紫」がみえるのは重要であろう。ことに後者によれば、難波吉士雄成が派遣されて裴世清を迎えたところ、その

文脈からして筑紫においてであると思われ、筑紫に外交上における管理・監督のための拠点が所在したことを示す点で注目されてよい。これを管轄したのが筑紫大宰であろうと考えるのである。

また、隋使に対する管理・監督、および遣隋使に対する供給などに關していえば、そのための財源の確保が必要となるが、それにはいわゆる「那津官家」に集められた穀が用いられたと推測する。とすれば、「那津官家」と筑紫大宰との関係が問題となる。私見によれば、筑紫大宰が「那津官家」の管掌者となつた、とする倉住靖彦氏の説が妥当なのではないか、と考えている。

「那津官家」の管掌者については、ひとつに筑紫三宅（三家）連の存在を考える説がある。すなわち、「那津官家」が比恵・那珂遺跡群に比定されるとすると、その中核部にある東光寺剣塚古墳（福岡市博多区）を、その管掌者の墓と想定するのである。

〔12〕『書紀』天武十三年（六八四）十二月癸未条

大唐学生土師宿祢甥・白猪史宝然、及百濟役時没大唐者猪猪使連子首・筑紫三宅連得許、伝新羅至。則新羅遣大奈末金物儒、送甥等於筑紫。

〔13〕『古事記』中卷 神武天皇段

故、其日子八井命者、茨田連・手嶋連之祖。神八井耳命者、意富臣・小子部連・坂合部・筑紫三家連・雀部臣・雀部造・小長谷造・都祁直・伊余国造・科野国造・道奥・石城国造・常道仲国造・長狭国造・伊勢船木直・尾張丹波臣・嶋田臣等之祖也。神沼河河耳命者、治天下也。

ここにみるように、史料〔12〕によれば、百濟救援の役に従軍し、唐に没落していた筑紫三宅連得許という人物がいたことが知られる。得許は、天武十三年にいたつて、学生土師甥らとともに金物儒に送られて、新羅經由で筑紫に帰国したというのである。また、史料〔13〕

によると、この筑紫三家連は火君、阿蘇君と同じく神八井耳命を祖とするという伝承をもっている。阿蘇君といえは、『書紀』宣化元年（五三六）五月辛丑朔条に「那津官家」修造のために、宣化天皇の命を承けて河内国茨田郡の屯倉の穀を運んだ人物として「阿蘇之君」がみえる。これらのことから、阿蘇君一族が「那津官家」への穀の輸送を管掌し、その子孫が筑紫三宅連を名乗ったとし、さらに東光寺剣塚古墳が阿蘇溶結凝灰岩製の石屋形をもつことから、これを阿蘇君一族、なしいは筑紫三宅連の祖の墓と推定するのである。またいまひとつ、この筑紫三宅連を実務的な「那津官家」の管理者とし、筑紫君磐井の「反乱」後に、筑紫国造となった筑紫君葛子をその現地管掌者とみなす説もある。⁽²⁶⁾

これらは、「那津官家」について、いわばその現地管掌者を想定する見解であるが、わたくしは、これらをすべて否定するものではない。「那津官家」のあり方について、『書紀』宣化元年五月辛丑朔条によれば、河内国茨田郡屯倉、尾張国屯倉、新家屯倉、伊賀国屯倉の穀をその造管料として那津の口に官衛の様相をもつ「官家」が修造され、さらに筑紫・肥・豊三国の屯倉から移築されたクラがまた、この那津の口に建ちならぶ、という景観が復原できると思われる。このうち、筑紫・豊・肥三国から移築された屯倉のクラを管掌する立場として、こうした人物は十分に想定しうらと思う。さらにいえば、移築されたそれぞれのクラを管掌する人物が存在したことも想定できるかもしれないと考えている。ただししかし、「那津官家」および筑紫・肥・豊三国の屯倉から移築されたクラを含めた総体の管掌者としては、やはり筑紫大宰がふさわしいのではないかと考えるのである。

第二章 大化改新と評の成立と筑紫総領

いわゆる「大化改新」については、かつてこれを虚構として否定する論調もあった。⁽²⁷⁾しかし、近年の研究動向においては、蘇我本宗家滅亡事件である乙巳の変に続く、孝徳朝における一連の政治・支配体制の改革を、律令制国家形成への出発点として再評価する見解がみられるようになってきた。その背景には、前期難波宮跡の発掘調査の進展、および飛鳥藤原木簡の出土があると考えられる。⁽²⁸⁾

さて、この孝徳朝における地方支配に関する重要な論点として、評の編成（立評）がある。周知のように、本章において問題とする評の編成（立評）と総領との関わりを示す史料として注目されているのが、以下に掲げる『常陸国風土記』およびその逸文の記述である。

〔14〕『常陸国風土記』行方郡条

行方郡 東南西流
海、北茨城郡。

古老曰、難波長柄豊前大宮馭宇天皇之世、癸丑年、茨城国造小乙下壬生連磨・那珂国造大建壬生直夫子等、請惣領高向大夫・中臣幡織田大夫等、割茨城地八里・那珂地七里、合七百余戸、別置郡家。⁽²⁹⁾（下略）

〔15〕『常陸国風土記』香島郡条

香島郡 東大海、南下総常陸界安是湖、西
流海、北那賀香島堺阿多可奈湖。

古老曰、難波長柄豊前大朝馭宇天皇之世、己酉年、大乙上中臣（子・大乙下中臣部免子等、請惣領高向大夫、割下総国海上国造部内軽野以南一里・那賀国造部内寒田以北五里、別置神郡。⁽³⁰⁾（下略）

〔16〕『常陸国風土記』多珂郡条

多珂郡 東南並大海、西北陸奥常陸、国界之高山。

古老曰、(中略) 其後、至^三難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世^一、癸丑年、多珂国造石城直美夜部・石城評造部志許赤等、請^二申総領高向大夫^一、以^二所部遠隔、往来不^レ便。分^三置多珂石城二郡^一。
石城郡、今存^二陸奥国界内^一。

〔17〕『積日本紀』卷十所収『常陸国風土記』逸文(信太郡条)

公望私記曰、案、常陸国風土記云、信太郡、云々。古老曰、難波長柄豊前宮御宇天皇之御世、癸丑年、小山上物部河内・大乙上物部会津等、請^二物領高向大夫等^一、分^三筑波茨城郡七百戸^一、置^二信太郡^一。此地本日高見国云々。

これらの記述によれば、「難波長柄豊前大宮馭宇天皇之世」などがあるように、孝徳天皇の時代に在地有力者が総領に申請して、評が置かれたとされている。また、これらには具体的な年紀が記されている。たとえば、史料〔15〕には己酉年、すなわち大化五年(六四九)の年紀がみえ、また史料〔14〕、〔16〕、〔17〕には癸丑年、すなわち白雉四年(六五三)がみえている。以下、評の編成と総領との関わりをもとに、そのなかにおける筑紫総領のあり方について検討したい。

まず評の編成の時期については、孝徳朝に全国的に立評が行われたとする孝徳朝全面施行説と段階的(孝徳・天智・持統朝)施行説があるが、本稿では前者に拠る。すなわち、大化五年(六四九)、国造のクニが評に編成されることで全国的な立評が施行され、さらにその評が分割・再編されて律令制下の郡につながる評が成立した、と考えられる。⁽²⁰⁾ また、孝徳朝における評制施行の意義について整理された森公章氏によれば、二つの見方が有力だといふ。⁽³⁰⁾ ひとつは、評制施行を部民制廃止の対応措置とし、屯倉制から発展した「コホリ」、部民制の

発展による地域支配の実現等の方式を適用したものである考え方で、この立場では評制と国造制は支配原理を異にするものと考えられる。⁽³¹⁾ いまひとつは、国造制の一定の破綻により、在地豪族の支配地域のより細密な把握を企図したのが評制とし、これは国造制的支配秩序との連続を考える立場であるとされる。⁽³²⁾ わたくしは、評制は以前の国造制的な地域支配に対して、六世紀以降、屯倉制の支配原理が導入され、これを前提として施行された⁽³³⁾とみるのが妥当と考えるから、前者の説に左袒したいと思う。

ただし、史料上、総領の存在が確認できるのは東国、吉備、周防、伊予、筑紫にすぎない。そこでその設置が、これら史料に現れる地域に限られるのか、それとも全国におよぶか、という議論がある。すなわち、酒井氏が整理されているように、総領を軍政官といった特別な職掌をもつものと考えて、一部の地域に置かれたとみる説と、総領と国宰(国司)との共通性を認める、あるいは評の編成の機能を重視する立場から全国的に設置されたとする説がみられるのである。⁽³⁴⁾ 本稿においては、『常陸国風土記』およびその逸文にみられるように、総領によって評編成が行われたという点を重視して、総領は全国的に置かれたものとみる。

しかし、こと筑紫総領に関していえば、関係史料は『統紀』にみえる次の二点しかない。

〔18〕『統紀』文武四年(七〇〇) 六月庚辰条

薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君県、助督衣君弓自美、又肝衝難波、從^二肥人等^一、持^レ兵剽^三却覓国使刑部真木等^一。於是、勅^二竺志物領^一、准^レ犯決罰。

〔19〕『統紀』文武四年(七〇〇) 十月己未条

以「直大屯石上朝臣麻呂」為「筑紫掾領」。直広參小野朝臣毛野為「大貳」。直広參波多朝臣牟後間為「周防掾領」。直広參上毛野朝臣小足為「吉備掾領」。直広參百濟王遠宝為「常陸守」。

いずれも、大宝律令制定・施行の直前、文武四年（七〇〇）の史料であることから、その設置がいつまで遡るかを検討しなければならぬであろう。本稿においては、評制の孝徳朝全面施行説に従い、また総領の職務として評編成を重視する立場をとるから、基本的には九州における評の成立も孝徳朝であり、また同様に筑紫総領の設置も孝徳朝と推定するものである。しかし、九州内における評制は、「那津官家」の存在とも関連してやや異なった様相を呈した可能性も想定されることから、これを傍証できる史料はないかを検討したい。そこで第2表に、現在、史料上知られている九州内の屯倉、評を一覧にしてみた。また、それぞれに対応すると推定される郡名が存在すれば、それも加えた。

ここに示したように、史料的にみて確実に屯倉から評への編成をたどれるのは、糟屋屯倉↓糟屋評以外にはないが、ただ穂波屯倉、鎌屯倉が後の穂波郡、嘉麻郡につながるとみられることから、鎌評、穂波評への編成が推定できるとどまる。しかし、屯倉から評への編成が推定できたとしても、当然のことながら、そのことが評の編成が孝徳朝まで遡ることを証明することにはならない。また、唯一、屯倉から評への編成が確実にみられる糟屋評についても、その典拠である妙心寺梵鐘銘には「戊戌年」（六九八年、文武二年）の年紀があるから、文武朝まで下るものであり、評の編成時期を知ることができない。さらに、第2表に掲げた他の評に関していえば、これらは遡っても天武・持統朝頃のものとして推定されているから、孝徳朝における評編成を検討

第2表 九州内の屯倉・評⁽³⁵⁾

No.	屯倉名 (出典)	評名 (典拠)	対応する郡名	備考
1	糟屋屯倉 (書紀)	糟屋評 (京都市妙心寺鐘銘)	糟屋郡	筑紫国 (のちの筑前国)
2	穂波屯倉 (書紀)	穂波評が存在したか	穂波郡	筑紫国 (のちの筑前国)
3	鎌屯倉 (書紀)	鎌評が存在したか	嘉麻郡	筑紫国 (のちの筑前国)
4		夜津評 (小郡市井上薬師堂出土木簡)	夜須郡か	のちの筑前国夜須郡か、また出土地点から筑後国御原郡域を含むか
5		嶋評 (太宰府市国分松本遺跡出土木簡)	嶋郡	出土地点は筑前国御笠郡
6		嶋評 (太宰府市国分松本遺跡出土木簡)	嶋郡	出土地点は筑前国御笠郡、木簡には「竺志前国」の表記あり
7		山ア評 (福岡市井尻B遺跡出土百済系単弁丸瓦にヘラ書)	——	出土地点は筑前国那珂郡
8		豊評 (福岡市井尻B遺跡出土百済系単弁丸瓦にヘラ書)	——	出土地点は筑前国那珂郡
9	膳崎屯倉 (書紀)			豊国
10	桑原屯倉 (書紀)			豊国
11	肝等屯倉 (書紀)			豊国
12	大抜屯倉 (書紀)			豊国
13	我鹿屯倉 (書紀)			豊国
14	春日部屯倉 (書紀)			火国
15		久須評 (太宰府市大宰府跡蔵司西地区出土木簡)	玖珠郡	
16		阿蘇評 (阿蘇家略系譜)	阿蘇郡	
17		久湯評 (橿原市藤原京跡出土木簡)	児湯郡	木簡に「日向」の記載あり
18	——	衣評 (続紀)	額娃郡か	

する素材とはならない。そこで、以下の史料に注目したい。

〔20〕『書紀』持統四年（六九〇）九月丁酉条

大唐学問僧智宗・義徳・淨願、軍丁筑紫国上陽咩郡大伴部博麻、
從_二新羅送使大奈末金高訓等_一、還_二至筑紫_一。

〔21〕『書紀』持統四年（六九〇）十月乙丑条

詔_二軍丁筑後国上陽咩郡人大伴部博麻_一曰、於天豊財重日足姬天皇七年、救_二百濟_一之役、汝為_二唐軍_一見_レ虜。洎_二天命開別天皇三年_一、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元宝兒、四人、思_二欲奏_二聞唐人所_レ計_一。緣_レ無_二衣糧_一、憂_レ不_レ能_レ達。於是、博麻謂_二土師富杼等_一曰、我欲_二共_レ汝、還_二向本朝_一、緣_レ無_二衣糧_一、俱不_レ能_レ去。願_レ売_二我身_一、以充_二衣食_一。富杼等、任_二博麻計_一、得_レ通_二天朝_一。汝独淹_二滯他界_一、於今卅年矣。朕嘉_二厥尊_レ朝愛_レ国、売_レ已_レ顯_レ忠。故賜_二務大肆、并繩五匹・綿一十屯・布三十端・稻一千束・水田四町_一。其水田及_二至曾孫_一也。免_二三族課役_一、以顯_二其功_一。

この両者を比較してみると、斉明七年（六六一）、百濟救援の役で唐軍の捕虜となっていた軍丁大伴部博麻という人物に関して、その本貫地（出身地）を史料〔20〕では筑紫国上陽咩郡、史料〔21〕では筑後国上陽咩郡と記している。この点について、後者の「筑後国」を筑紫国の誤写とする考え方もあったが、史料〔20〕は博麻の帰還、史料〔21〕がその顕彰・叙位賜祿等に関わる記事であることから考えて、史料〔20〕の「筑紫国」は、帰還時における博麻自身の申告による本貫地記載、史料〔21〕の「筑後国」は、帰還後に確認された本貫地記載とみられる。⁽³⁶⁾このことから、酒井氏は、「斉明天皇七年には、国境線が画定した国であったかどうかはともかく、編成された評が帰属す

る単位として、筑紫国が成立していた可能性がある」とし、さらに「総領の設置、評の編成はこれに先行するので、遅くとも斉明朝、おそらくは孝徳朝の全面立評時には筑紫総領が設置されたであろう」とされた。⁽³⁷⁾

ここでわたくしは、この両者において「筑紫国」「筑後国」ではなく、「上陽咩郡」に注目したい。まず、とりあげたいのは、吉田崑氏による『国造本紀』における国造名の分析である。吉田氏は、そのなかで吉備・越・筑紫・豊・火など、後に前・（中）・後に分割される呼称に比して、総・毛野など上・下に分割する呼称の方が古く、総の上総・下総への分割は六世紀前半とし、したがって語幹に上・下を付加する呼称法も六世紀前半の段階の地域区分とされた。⁽³⁸⁾ここでは、吉田氏の説かれる六世紀前半という段階はともかくとして、とりあえず、この上・下分割の方が前・後分割よりも時期的に古い、ということを確認しておきたい。そしてこの点が、郡名ではあるが、史料〔20〕・〔21〕にみえる上陽咩郡（当時の表記を復原すれば上陽咩評か）にも適応できるのではないか、と考えるのである。つまり、史料上、下陽咩郡（評）はみえないが、後には上妻郡、下妻郡がみえることからすれば、ヤメ評が、遅くとも斉明七年の時点までには上陽咩評、下陽咩評に分割されていたものと推測されるのではないか。さらに、松村一良氏によれば、筑前国上座郡・下座郡も上・下に分割されているが、この上・下の呼称は、斉明天皇の朝倉橘広庭宮を基準として、近い方を上、遠い方を下としたと推測され、したがって、この上・下分割は斉明朝まで遡るといえる。⁽³⁹⁾先のヤメ評を参照すると、元来のアサクラ評が斉明朝に上座評・下座評に分割され、これらが後の上座郡・下座郡につながると思われるのである。このように考えてよいとすれば、上陽咩評・下陽咩評、

上旦座評・下旦座評の分割は斉明朝となり、分割以前のヤメ評、アサクラ評の成立は、それを遡り、おそらくは孝徳朝の全面立評時に求められるのではなからうか。そうすると、総領がこうした評の編成に携わったことを重視して、全国的に設置されたとする本稿の立場からは、筑紫総領の設置も孝徳朝であると考えられる。

さて、国造のクニを割き取る形でミヤケが形成され、それが倭王権への貢納・奉仕の拠点となっていたと考えた場合、「那津官家」および筑紫・肥・豊三国の屯倉は、どのように評へ編成されていたのであろうか。

〔22〕『書紀』安閑二年（五三五）五月甲寅条

置^二筑紫穗波屯倉・鎌屯倉、豊国勝碕屯倉・桑原屯倉・肝等屯倉^{取音}。大拔屯倉・我鹿屯倉^{我鹿、此云阿柯}。火国春日部屯倉、播磨国越部屯倉。

倉・牛鹿屯倉、備後国後城屯倉・多祢屯倉・来履屯倉・葉稚屯倉。

倉・河音屯倉。婀娜国膽殖屯倉・膽年部屯倉、阿波国春日部屯倉、

紀国経湍屯倉^{経湍、此云俯世}。河辺屯倉、丹波国蘇斯岐屯倉^{皆取}。近江国葦浦

屯倉、尾張国間敷屯倉・入鹿屯倉、上毛野国緑野屯倉、駿河国稚

贄屯倉^一。

この史料〔22〕は、安閑二年五月、一三か国に二六の屯倉が置かれたことを伝えている。ただし、すべてがこの時に置かれたわけではなく、六世紀における屯倉の設置を総括的に記載したものと考えられる。九州においては、筑紫・豊・火（肥）における八の屯倉設置が知られる。九州に置かれた屯倉がこれらに限られるわけではもちろんないが、これらが「那津官家」に移築されたクラをもつ屯倉の中核をなすことは想定してよいのではないか。先の二六の屯倉は、のちの郡名につながるもの、また里名にあたりと考えられるものなど、大小さまざまの

ようにみえる。屯倉が倭王権による貢納の拠点として設定されたものとすれば、この屯倉を核にさらに広域が評となったもの、または国造のクニを包摂する形で評に編成されたものなどが存在した可能性があるだろう。

さて、これらの筑紫・豊・火（肥）三国の屯倉は、それぞれ現地において、評へと編成されたのみならず。その時、すでにふれたが、たとえば第2表における穂波屯倉、鎌屯倉が、のちの穂波郡、嘉麻郡につながることを考えると、おそらくそれぞれ穂波評、鎌評に編成されたであろう。また、これも先述したように糟屋屯倉が糟屋評となり、さらに糟屋郡となるのも同例であろう。それではこの時、屯倉のクラの一部が移築され、「那津官家」に集結していた部分はどうなったのであろうか。たとえば仁藤敦史氏は、人間集团的支配を核とする評編成を重視して、このあり方がその後の評にも継続するとし、領域的支配にもとづく行政区画は、大宝令施行にともなう郡の成立によるものとされる。⁽³³⁾ 一方で、市氏は「少なくとも天智朝以後の前期評であれば、領域的支配とみて差し支えない」とされる。⁽³⁴⁾ ここでは、わたくしは市氏の見解に拠って、評における領域的支配の可能性を視野に入れて考えたいと思う。さらにいえば、先に指摘したようにヤメ評・アサクラ評が斉明朝に上・下に分割されたことが認められるとすれば、こうした分割を可能とするような領域的支配を想定してよいのではないかと考えるのである。

孝徳朝における評の編成によって、ことに「那津官家」を核としていた、筑紫・肥・豊三国における地方支配システムは大きく変貌したと思われる。私見では、「那津官家」に移築されていたクラは本来属していた地域に返還され、それらのクラから構成されていた「那津官

家」は解体したのではないか、と考える。この時には、筑紫総領も新設されたから、ここに筑紫大宰と筑紫総領が併存することになった。筑紫総領は、『常陸国風土記』における総領関係史料から明らかのように、新たな評の編成にあたったとみられる。一方で、財政的には「那津官家」をその拠り所として、対外的機能を果たしてきた筑紫大宰は、「那津官家」の解体によってその基盤を失ったと推測される。しかし、全国的な立評とそれにもなう税制の整備によって、この時に、筑紫・豊・肥の三国の評から筑紫総領が税を収取するシステムができあがったのではないか。これは、あたかも筑紫大宰が「那津官家」の穀に拠りつつ、対外的機能を果たしてきたように、こののちは筑紫総領のもとに集積される税に依存することとなったのではないか。つまり、国造制、屯倉制の時代には、九州地域からの貢納物が集積される拠点は「那津官家」であったと思われるが、評制が施行されると、新たな収取システムが構築されたとみるのである。この点は、評制施行後における収取システムを追う必要がある。これを検討する際に注目しておくなければならないのは、飛鳥地域、藤原地域、難波地域より出土した荷札木簡で、確実に西海道諸国から送られたとみられるものは皆無である、という市氏の指摘である⁽⁵⁾。この点は、すでに吉川真司氏が、公民制の成立過程を検討されるなかで、近年の研究、出土木簡によって得られた新知見の第四として「宮都遺跡で七世紀木簡が多数発見されたにもかかわらず、西海道諸国の貢進物付札が、現在のところ一点もないことである。平城宮跡でも、綿と特殊な貢納物を除けば、西海道諸国の貢進物付札は出土していない。これは大宰府に管内の貢納物・労働力が集積され運用されていたためであるが、遅くとも天武朝には同様の支配体制が施かれていたと推測できよう。」と指摘

しており⁽⁶⁾、その後も市氏の検討段階まで、この状況に変わりがないことを示している。すなわち、令制下、西海道諸国の調・庸などの貢進物は原則として大宰府に送られ、綿など一部を除いては京進されることなく、府用に充てられたのは周知であるが、このことは七世紀にまで遡るといえるのである。

そこで、ここでは調制について検討しよう。以下に、大化改新詔第四詔を掲げる。

〔23〕『書紀』大化二年（六四六）正月甲子朔条

賀正礼畢、即宣改新之詔。曰、（中略）其四曰、罷旧賦役、而行田之調。凡絹絁絲綿、並隨郷土所出。田一町絹一丈、四町成疋。長四丈、広二尺半。絁二丈、二町成疋。長広同絹。布四丈、長広同絹。一町成端。絲綿絁屯、諸契不見。別收戸別之調。一戸貨布一丈二尺。凡調副物塩贄、亦隨郷土所出。凡官馬者、中馬每二百戸一輪一疋。若細馬每二百戸一輪一疋。其買馬直者。一戸布一丈二尺。凡兵者、人身輪三刀甲弓矢幡鼓。凡仕丁者。改旧每卅戸一人^上、以一人充廩也。而每五十戸一人^{充廩}。以充諸司。以五十戸充仕丁一人之粮。一戸庸布一丈二尺、庸米五斗。凡采女者、貢郡少領以上姉妹及子女形容端正者。從丁一人、從女二人。以一^{從丁一人}百戸充采女一人粮。庸布・庸米皆准仕丁。

ここに掲げられた「田之調」「戸別之調」を基本とする税制については、改新詔そのものの信憑性も絡んでさまざまな議論があるが、樋口知志氏は、これが大宝令制下のそれとは原理的に全く異なることをあげ、また「田之調」の織物規格の検討を通じて、この税制は実在の制度であったことが強く確認されるといい、結論として『書紀』のいわゆる「大化改新詔」にみえる調制は、大化当時に実際に新政府に

よって「だされた実在の調制であった」という見解を示されている。⁽⁴⁷⁾ また、次に掲げる飛鳥藤原木簡も参考となろう。

〔24〕『評制下荷札木簡集成』二一五号木簡⁽⁴⁸⁾

・白髪ア五十戸

・皷十口

〔25〕『評制下荷札木簡集成』二八六号木簡⁽⁴⁹⁾

〔十戸皷十口

これらは大化五年（六四九）～天智三年（六六四）の冠位が記された木簡と共伴したものであることから、ほぼこれと同時期と推測され、天智朝にまで遡るとみられる木簡の事例である。「皷」「皷」はいずれも皷のことで、八世紀以後には調の品目としてみえるから、調の可能性が高いとされる。書式についても、貢進者名を記さないこと、十口を単位とすることは、八世紀の調皷木簡と共通しているという。⁽⁵⁰⁾

〔26〕『評制下荷札木簡集成』三〇二号木簡⁽⁵¹⁾

五十戸調

さらに市氏によれば、七世紀の調荷札では、史料〔26〕を除けば、すべて貢進者名が記されていること、また五十戸制下のものもあることから、個別人身賦課税としての調は、天武朝には確実に成立していたといえる⁽⁵²⁾とされる。加えて、先述した大化改新詔第四詔にみえる「田之調」⁽⁵³⁾について、五十戸を賦課単位とした可能性が指摘されていることから、史料〔26〕の木簡はこれに関係するものかもしれないとされる⁽⁵⁴⁾。市氏も指摘されるように、木簡からうかがえる天智朝以前における調制の実態については不明な点が多いのだが、ここでは「田之調」「戸別之調」の存在、および史料〔24〕、〔25〕から、孝徳朝における調制の成立を推測しておきたい。そして、この調制の成立によって、

少なくとも筑紫・肥・豊三国からの調は、筑紫総領のもとへ集積されるようになったものと考えたい。先述したように、個別人身賦課税としての調制の成立は天武朝とみられ、吉川氏が、大宰府による管内の貢納物・労働力の集積・運用する支配体制の成立を遅くとも天武朝とされたのはこれによるか、と考えられるが、調制そのものはこれ以前に遡る可能性も想定できるであろう。

そこで、こうした点を発掘調査の面から検討してみよう。いわゆる「那津官家」の比定地については、かつての福岡市南区三宅をその遺称地とする説があったが、現在では博多区の比恵・那珂遺跡群の発掘調査によって検出された、三本の柵列および総柱建物を中心とする大型建物群をそれとする説が有力になっている。菅波正人氏は、「那津官家」⁽⁵⁵⁾修造前後の六～七世紀における比恵・那珂遺跡群の様相について論じている。すなわち、これらの遺跡群を大きく四期に分けて、それぞれの時期の特徴を、次のように整理されている。

I期（六世紀前半～中頃）

まとまった遺物を出土する地点は少ない、竪穴住居跡が見られる程度

程度

II期（六世紀後半～末）

比恵遺跡群で大型建物が出現する時期、那珂川流域での最後の前方後円墳・剣塚古墳の築造、那珂遺跡では大型建物群はまだみられない、遺物は、この時期からIII期にかけて神ノ前2号窯系の瓦が出土

III期（七世紀前半～中頃）

那珂遺跡でも大型建物群が出現する、建物群の中心は那珂遺跡に移動していくようである、遺物として那珂23次で月ノ浦窯系の軒

丸瓦、窠跡不明の稚拙な瓦当文様の軒丸瓦が出土、この時期の瓦の供給地は福岡平野ではほとんど無く注目される

IV期（七世紀後半～八世紀前半）

大型建物群は見られなくなる、一連の計画に基づく南北溝、東西溝、区画として南北六〇m以上、東西一〇五m以上、瓦の出土、百済系単弁軒丸瓦、鷗尾等、瓦葺きの施設が存在

このように指摘したうえで、六～七世紀の集落の状況については、II期に画期があつて、この時期に集落の拡大や比恵遺跡群における大型建物群の出現などがみられるとする。また、III期になると、倉庫群は那珂遺跡群に移っていき、集落の拡大があり、瓦の出土例が多くなり、瓦葺きの施設の存在も予想されるという。そして、こうした瓦を伴う建物群について、推古十七年（六〇九）にみえる筑紫大宰の置かれた場所と無関係ではないのではないか、とされる。さらに、IV期になると倉庫群がみられなくなることは、天智二年（六六三）の白村江戦後、政治、防衛の中心が太宰府周辺に移っていくことと符合するとし、その後の区画溝、瓦は郡衙、寺に伴うものと考えられるとする。

ここで留意したいのは、いま述べたII期、III期の様相である。特に想定される瓦葺きの建物について、これを筑紫大宰に関わるかとされる点は、「那津官家」と筑紫大宰の関係についての私見と考え合わせると興味深い見解である。また、III期の終わりを七世紀中頃に置かれる点も、先述した私見による評制の成立と「那津官家」の解体という推定と関連して、注目できる点である。ただし、菅波氏も繰り返し述べているように、この比恵・那珂遺跡群については、市街化が進んでいるため、発掘調査は断片的で、未調査の部分も多いことから、今後の調査によって状況が大きく変わることもある点には注意が必要であ

ろう。

ところで、如上の記述において、筑紫総領のもとに筑紫・豊・肥からの税が集積され、それらが筑紫大宰の対外的機能の遂行に利用されたのではないかと推測した。こうした筑紫大宰と筑紫総領との関係については、筑紫大宰が対外的機能・軍事的機能を、また筑紫総領が内政的機能を、という機能分担が存在したという見解があることを考慮に入れて、筑紫・豊・肥から集積された調などの税は、評の編成にあらずかつた筑紫総領のもとに送られたものと推測したのである。そこで、次の史料に注目したい。

〔27〕『書紀』天武十四年（六八五）十一月甲辰条

儲用鉄一万斤、送_二於周芳総令所_一。是日、筑紫大宰、請_二儲用物、
 純一百疋・絲一百斤・布三百端・庸布四百常・鉄一万斤・箭竹二
 千連_一。送_二下於筑紫_一。

ここには「是日」をはさんで、前半に「周芳総令（所）」、後半に筑紫大宰がみえ、いずれにも儲用物、すなわち必要物資が送られたとする。前半によれば、儲用の鉄を周防総領のもとに送ったが、これは倭王権によつて必要物資が周防総領に支給されたとみられる。なぜなら、すでに述べたようにこの天武朝の時点では、個別人身賦課税としての調制も確実に成立していると考えられるから、倭王権に集積された税のうちから、儲用物が周防総領のもとへと送られたと推測されるからである。周防については史料上、大宰の存在は確認されないが、私見では周防大宰は存在したものと考えるから、周防において、倭王権から税が送下された先は周防大宰ではなく、周防総領のものであったと考えられる。一方、後半では筑紫大宰が儲用物を要請し、それに応えて物資が「筑紫」に送下されたのである。この時点では、すでに筑紫・

豊・肥の税は「筑紫」に集積されていたはずであり、筑紫大宰は、それらとは別に、臨時に必要な物資を要請したのであろう。そのなかに箭竹が含まれることからすれば、その軍事的機能に関わる可能性も考えられよう。この史料からは、筑紫大宰のもとに備用物が送下されたとも考えられようが、先の周防の場合を念頭に置くと、筑紫総領のもとに送られたと想定できるのではないかと考える。

第三章 白村江敗戦と筑紫大宰の軍事的機能の付与

七世紀後半に起こった白村江戦は、「大宰府の七世紀史」の展開にも大きな影響を与えた。それは、白村江敗戦後における国防体制の構築、およびその実効性を担保するための筑紫大宰に対する軍事的機能の付与というかたちであらわれたのである。

白村江戦以前における倭、および朝鮮半島・中国との関係、また倭の対外政策については、森公章氏がこれを詳細に検討しておられ、きわめて示唆に富む⁽²⁸⁾。ここでは白村江敗戦後における倭の動向に注目してみたい。

〔28〕『日本書紀』天智三年（六六四）是歳条

於对馬島・壹岐島・筑紫国等、置防与烽。又於筑紫、築大堤貯水。名曰水城。

〔29〕『日本書紀』天智四年（六六五）八月条

遣達率答怱春初、築城於長門国。遣達率憶礼福留・達率四比福夫於筑紫国。築大野及椽二城。（下略）

これらは、天智朝における、白村江敗戦後の国防体制の構築に関する周知の史料である。こうした国防体制の整備の中で、筑紫大宰には

軍事的機能が付与されたものと推測される。史料〔28〕、〔29〕から推察するに、筑紫大宰には、防、烽の管理、水城の築造と管理、大野城・椽城の築造と管理という機能がまず与えられただろう。

〔30〕『書紀』天武元年（六七二）六月丙戌条

（前略）是時、近江朝聞大皇弟入東国、其群臣悉愕、京内震動。或遁欲入東国。或退将匿山沢。爰大友皇子謂群臣曰、将何計。一臣進曰、遲謀將後。不如此、急聚驍騎、乘跡而逐之。皇子不從。則以韋那公磐楯・書直葉・忍坂直大摩侶、遣于東国。以穗積臣百足・弟百枝・物部首日向遣于倭京。且遣佐伯連男於筑紫、遣樟使主盤磐手於吉備国。並悉令興兵。仍謂男与磐手曰、其筑紫大宰栗隈王与吉備国守当摩公広島、二人、元有隸大皇弟。疑有反歟。若有不服色、即殺之。於是、磐手到吉備国、授符之日、給広島令解刀。磐手乃拔刀以殺也。男至筑紫、時栗隈王承符对曰、筑紫国者、元成辺賊之難也。其峻城深隍、臨海守者、豈為内賊耶。今畏命而發軍、則国空矣、若不意之外、有倉卒之事、頓社稷傾之。然後、雖百殺臣、何益焉。豈敢背德耶。輒不動兵者、其是縁也。時栗隈王之三子、三野王・武家王、佩劍立于側而無退。於是、男按劍欲進、還恐見亡。故不能成事。而空還之。（下略）

これまで述べてきた筑紫大宰、および筑紫総領のあり方からすれば、孝徳朝以降、九州においては筑紫大宰と筑紫総領が併存する形となっていたから、これらの軍事的機能が付与されたと考えられる天智朝においても、両者が任命されていたものと推定される⁽³⁰⁾。そのうえで、これらの軍事的機能が付与されたのが筑紫総領ではなく筑紫大宰であ

この木簡では、天地を逆にする二種の文書が確認された。ここでは一次文書をゴシック体、二次文書を明朝体として、区別できるように表記した。

さて、ここでいう二次文書には「延暦八年」（七八九）という年紀が記されており、木簡の記載内容からみても、一次文書の記載の時期と二次文書のそれとの間にはそれほど差がないと推測されている。そして、一次文書には「甲斐国□□^{〔35〕}戊□□^{〔36〕}」という記載がみえ、この戊人は、東国（ここでは甲斐国）から派遣された防人を意味しており、「法制度上の防人が任地において「戌人」とよばれていたこと」が確認できるとされている。しかも、この戌人は防人の制度的変遷からみると、甲斐国から新たに赴任したのではなく、九州内に残留していた者が検査されて、再び徴発されたと考えられるという^{〔37〕}。とすれば、この「戌人」という呼称自体も延暦八年以前に遡る、より古くからの呼称である可能性があり、ここに先の『三国史記』にみえる「戌兵」という語との共通性をみることもできるのではないかと思われる。また、この「戌兵」は、新羅が設けたものではあるが、百済滅亡まで置かれていたとあることから、百済を意識していたことが推定され、恐らく百済がこれを認知していたことも確実であろう。

次に、烽について検討する。日本古代における烽燧の制度については、夙に、滝川政次郎氏^{〔38〕}、仁井田陞氏^{〔39〕}の研究などがあり、また最近では、平成七年（一九九五）、栃木県宇都宮市飛山城跡で、「烽家」という墨書銘を有する土器が発見されて話題となった。シンポジウムも開催され、当日の報告・討論などが一冊にまとめられており、烽をめぐって、さまざまな方面からの検討がなされた^{〔40〕}。そのなかに酒寄雅志氏の「朝鮮半島の烽燧」と題する論考が収められており、ここで問題としてい

る烽に関する朝鮮半島の事例が紹介されており、参考となる。

〔34〕『三国史記』新羅本紀奈解尼師今二十九年秋七月・八月条

伊伐瀆連珍、与百济戦烽山下、破之。殺獲一千余級。八月、

築烽山城。

〔35〕『三国史記』新羅本紀沾解尼師今九年冬十月条

百济、攻烽山城、不_レ下。

〔36〕『三国史記』新羅本紀味鄒尼師今五年秋八月条

百济、来攻烽山城。城主直宣、率壮士二百人、出撃之。賊敗走。

王、聞之、拜直宣為一吉食、厚賞士卒。

〔37〕『三国史記』新羅本紀真平王四十六年（六二四）冬十月条

百济兵、来围我速含・桜岑・岐岑・烽岑・旗懸・穴柵等六城。

於是、三城、或没或降。級飡訥催、合烽岑・桜岑・旗懸三城兵

堅守。不_レ克死之。

史料〔34〕によると、新羅と百済が「烽山下」に戦ったといい、その翌月、新羅が烽山城を築いたという。また、史料〔35〕では、百済が烽山城を攻めたが、陥落しなかったと記す。史料〔36〕も同断で、やはり百済が烽山城に来攻したものの、敗走したとしている。これらは、史料的には古い時期に属するものではあるが、「烽山」という地名、およびそこに築かれたとされる「烽山城」は、史料〔28〕、〔29〕にみられるように、倭においても「烽」の設置と大野城・椽城の築城がセットになった点を考え合わせると、朝鮮半島における山城の築城と烽との関係を示したものであるとして注目できるのではなからうか。なお、この史料〔36〕については

〔38〕『三国史記』百济本紀古尔王三十三年秋八月条

遣兵攻新羅烽山城。城主直宣率壮士二百人出撃、敗之。

とみえて、百濟本紀にも関連史料がある。いまひとつ、史料〔37〕によれば、百濟が烽岑城を含む六城を攻めて、うち三城を陥落させたという。さらに級瀆訥催が残った烽岑・桜岑・旗懸三城の兵を統合して守りを固めたものの、敗死したことを記しており、ここにみえる「烽岑城」は、新羅眞平王代における烽の存在を推測させるものである。

酒寄氏は、こうした史料に拠りながら、朝鮮半島における烽燧施設が、すでに三国時代から設けられていたことはたしかだが、その具体的な構造やシステムは不明であるとする。

また、酒寄氏も引用されているが、朝鮮半島における烽を考える際には、次の史料も参考となる。

〔39〕 一聖山城出土木簡

・ 戊辰年正月十二日明南漢城道使（以下欠）

・ 須城道使村主前南漢城城火□（以下欠）

・ □□漢黄去□□□□□（以下欠）

李成市氏は、この木簡について次のように推定する。すなわち、まづ冒頭の「戊辰年」について、この木簡が出土した二聖山城が新羅による築城とみなせることから五五二年以降、地方官としての「道使」の存在から統一新羅期以前の六七〇年代をその下限とする。この間で「戊辰年」を求めると、六〇八年か、あるいは六六八年となる。李氏は、この二者のうち、当時の情勢を鑑みれば、六〇八年の可能性が高いことを指摘する。そしてこの木簡は、新羅と高句麗との対立に関わるもので、その最前線にあたる新羅の二聖山城と南漢山城とが「城火」、つまり「烽燧」を用いて交信していたことを示すものではないかとされたのである^⑥。

こうしてみると、三国時代を通じて、朝鮮半島に烽燧施設が存在し

たことはほぼ確実であり、これが百濟を経由して倭に伝えられたと考えることもあながち無理ではあるまいと思う。また、たとえば瀧川氏が指摘される、烽間の距離、烽に関わる人員、交替年限など、唐制と倭の制度との相違^⑥ということも、こうした観点から検討してみる必要があるのではないか。さらにこの点は、第四章においてふれる、たとえば七世紀史について、八世紀からの遼及、また八世紀への過渡期としてではなく、その時期固有の問題を考えるという視点や、朝鮮半島方式から中国大陸方式への転換という視点ともつながると思う。すなわち、「防」「烽」について、これまでのように八世紀における律令制下の構造やシステムを遡及させることによって考えるのではなく、七世紀に固有の問題として考察することが必要とされよう。ただし、この七世紀における「防」「烽」については、たとえば「防」は、倭にせよ、朝鮮三国にせよ、その具体的なあり方を考えることには史料的な困難が伴うといわなければならない。「烽」も同様である。ただし、「烽」の場合、朝鮮半島では後代へも引き継がれ、高麗・朝鮮時代の制度に関わる史料が残っている。こうした史料による日本・朝鮮半島・中国の比較は、これからの検討課題とされており、本稿においても、これらはすべて今後の課題とすべきことを、ここに明記しておきたい。

さて、これまで述べてきたように、天智朝には筑紫大宰に対して、軍事的機能が付与されたと考えられる。しかしこのことは、白村江敗戦という、まさに国家存亡の危機という事態に即応するためだったと推測され、たとえば筑紫大宰が、この敗戦に際しての国防体制を実現するために新設された軍政府であるとは、やはりいえないと思う。

それは、令制大宰府が「那津官家」、推古朝における筑紫大宰の設置、

孝徳朝における評の編成と筑紫総領の設置など、これまで検討したようなさまざまなプロセスを踏みながら段階的に整えられていった、と考えるからであり、そのことを念頭において、天智朝における筑紫大宰への軍事的機能付与ということ、一旦相対化して見る必要があるのではないかと思う。⁽⁸⁸⁾

第四章 飛鳥浄御原令制と大宝律令制

↳ 令制大宰府への道↳

「日本の七世紀史」を考える場合に、近年では、この時期を古代史全体のなかでどう位置づけるか、という議論がある。また、飛鳥浄御原令制と大宝律令制との関係、その位相差をどうみるかも重要な論点となつていられると思われる。こうした問題に対する主要な研究を跡づけながら、本稿における課題との接点をさぐってみたい。

まず、「はじめに」においてふれた、吉川真司氏の『飛鳥の都』⁽⁸⁹⁾が、これにかかわるだろう。同書においては、七世紀史のいくつかの問題、たとえば大化改新論、近江令論などが従来とは異なる視角で論じられている。また、天武十年（六八一）を転換点とするという新たな時期区分にもふれられており、後述する鐘江氏の、この時期固有の問題を考察するという方向性のひとつといえる。ただ、七世紀史の再検討という意味でいえば、吉川氏はすでに論文「律令体制の形成」⁽⁹⁰⁾において、それを示されていた。すなわち氏は、この半世紀の日本古代史研究を振り返って、青木和夫氏の近江令否定論⁽⁹¹⁾、および原秀三郎氏の大化改新否定論⁽⁹²⁾という二つの否定論を掲げて、これらを研究史上、画期となる論文とし、「従来の七世紀史の枠組みを根底から批判したもの」と

位置づけた。しかし、その後、宮都遺跡における発掘調査の進展、飛鳥地域における七世紀木簡の出土などによって、状況は大きく変化したとして、律令体制の形成過程を再検討している。その結果、「孝徳朝や天智朝をさほど重視せず、天武・持統朝に律令体制成立の画期を求める考えが一般化」していたのに対して、孝徳朝の意義を大きく評価する論を展開した。

また、鐘江宏之氏は、従来の七世紀史研究について、八世紀における律令制支配が唐の律令支配方式を模範としていることを前提として、七世紀の段階を、これにつながる要素が形成・整備される過程、いいかえれば八世紀に達成された国家のあり方、国家像から七世紀にどういう風に遡るかが模索されてきたとする。これに対して、七世紀史を、如上のように単に八世紀への過渡的段階と位置づけるのではなく、その時期における固有の問題を考察する必要があるという。このように指摘して、「大胆にまとめるならば」と前置きしたうえで、七世紀段階の倭は、模範とすべき対象としては中国を向いておらず、朝鮮半島を向いていた、ことに百済滅亡時までは百済を、その滅亡後、新羅と親交の厚い時代は新羅を向いており、中国への指向は大宝律令準備段階に始まる、とされるのである。⁽⁹³⁾ こうした鐘江氏の構想も、すでに氏の著作『律令国家と万葉びと』⁽⁹⁴⁾において示されていた。同書では、いわゆる朝鮮半島方式から中国大陸方式への転換が論じられる。すなわち、中国大陸の技術・文化は当初、朝鮮半島を経由して倭に導入された。七世紀における外交の進展（遣隋使・遣唐使など）により、七世紀後半には中国大陸を意識するようになったが、七世紀末までは朝鮮半島方式で発展した。しかし、八世紀初頭に成立した大宝律令制は、朝鮮半島方式（朝鮮半島經由の技術・文化）から中国大陸方式（同時

代の中国のやり方）への転換であり、ここで自覚的に中国大陸を意識することになったとして、「時代の転換点としての八世紀」を主張されている。

さて、こうした「日本の七世紀史」に関する再検討、特に七世紀後半の位置づけとも深く関連すると思われるのが、日本律令制形成史についての近年の研究動向である。大隅清陽氏は、古代日本における律令制形成史を整理して、次のような論を展開する。^②まず、大隅氏は滋賀秀三氏、堀敏一氏ら東洋史研究者の研究により、中国律令の発展過程をおさえつつ、青木和夫氏の指摘する「広義の律令」「狭義の律令」に言及する。すなわち、「広義の律令」とは、広い意味での中国的国制（隋唐以前、および朝鮮半島を含む）を単行法により継受したものをさし、「狭義の律令」は、単一法規として編さんされたものという。これをうけて、飛鳥浄御原令と大宝令の位相差について、かつてはこの両者に大きな違いはないとみる見解があったが、特に一九八〇年代以降、両者に大きな段階差を認める見解も少なくないことを指摘する。そして、飛鳥浄御原令は、それ以前から個別に発布されてきた詔などの単行法の集成としての性格をもち、唐令条文の選択的・個別的な継受にとどまり、篇目としての体系的な継受は行われなかったこと、一方、大宝令では、唐令の内容を篇目ごとに第一条から順番に検討し、それに対応する日本令条文を確定する逐条的・体系的継受が行われたとした。こうした検討により、飛鳥浄御原令は、先に述べた「広義の律令」の段階にとどまっており、「狭義の律令」は大宝律令段階で初めて成立したと考え、飛鳥浄御原令と大宝律令の断絶・段階差を示したのである。

これに対して、天智・天武朝から大宝令の施行、さらに養老令の編

纂にいたるまでの律令制形成過程を検討した坂上康俊氏は、飛鳥浄御原令の法典としての達成度について、大宝令と比較しつつ次のように整理する。^③本稿に関わる点でいえばまず、こうした律令制形成過程を検討する際の前提となる孝徳朝について、後に繋がる要点として、次の三点を指摘している。

(1) 大化五年（六四九）ころには、国造のクニを分割、全国を「評」という地方行政単位にわけ、現地の有力者をもって「評」の役人に任用したこと

この第一の点について、地方行政単位の呼称としての「評」の使用は、朝鮮三国に倣ったことは明白とする。

(2) その「評」に属する人々を「五十戸」に編成したらしいことがわからず、「五十戸」（後には「里」という単位に編成することは、統一新羅期にはみられず、かえって唐制あるいはそれ以前の中国の制度を範とした可能性が高いといひ、「上には「評」という朝鮮三国由来の呼称を採用しながら、その下の単位は中国風に編成したということである」と指摘する。

(3) 宮都、特に政務・儀式空間としての朝廷の成立

第三の点について、前期難波宮を孝徳朝の長柄豊碕宮と考えた場合、朝堂の配置など、その基本的な配置が後に宮都に継承されており、しかも「官人の執務・儀礼空間としての朝堂院の平面プランの原型は新羅に由来する可能性が、現時点では最も大きいと考えても良いのである。これらのか」と述べ、これが朝鮮半島由来である可能性に言及している。これらの点は、本稿においては特に第二章に関わるものである。また、飛鳥浄御原令と大宝令の位相差という点に関しては、次のよう

に整理する。すなわち、飛鳥浄御原令は、人民把握と賦課の面ではかなり高い達成度を示すものの、一方で官僚制、および文書行政をはじめとするその運営法では、大宝令との間にかんがりの段階差を認めざるを得ず、つまりはその編目によって達成度に大きな違いがみられると指摘する。この指摘は、いわば鐘江氏、大隅氏の検討結果に対して、令の編目ごとなど、個別的な事例に即して検討すべきことを示しているといえよう。

七世紀史、および律令制形成史にかかる研究を上述のように整理したうえで、本章においては、飛鳥浄御原令制定施行以降、大宝律令の制定施行に至るまでの間における筑紫大宰、筑紫総領のあり方の問題を検討してみたい。この時期は、令制大宰府への最後のステップと位置づけられるのである。少し細かくなるが、この過程をあとづけてみよう。以下に関連する史料を掲げることとする。

〔40〕『書紀』持統三年（六八九）六月庚戌条
班賜諸司令一部廿二卷。

〔41〕『書紀』持統三年（六八九）閏八月丁丑条
以浄広肆河内王為筑紫大宰帥。授兵仗及賜物。（下略）

〔42〕『書紀』持統四年（六九〇）七月辛巳条
大宰・国司、皆遷任焉。

〔43〕『書紀』持統四年（六九〇）十月戊午条
遣使者、詔筑紫大宰河内王等曰、饗新羅送使大奈末金高調等、准上下送学生土師宿祢甥等送使之例上。其慰勞賜物、一依詔書。

〔44〕『書紀』持統六年（六九二）閏五月己酉条
詔筑紫大宰率河内王等曰、宜遣沙門於大隅与阿多、可伝

仏教。復上送大唐大使郭務悰、為御近江天津宮天皇所造阿弥陀像上。

〔45〕『書紀』持統八年（六九四）四月戊午条
以浄広肆贈筑紫大宰率河内王。并賜賻物。

〔46〕『書紀』持統八年（六九四）九月癸卯条
以浄広肆三野王拜筑紫大宰率。

〔47〕『統紀』文武四年（七〇〇）六月庚辰条
薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君梟、助督衣君弓自美、又肝衝難波、從肥人等、持兵剽却覓国使刑部真木等。於是、勅竺志惣領、准犯決罰。

〔48〕『統紀』文武四年（七〇〇）十月己未条
以直大老石上朝臣麻呂為筑紫総領。直広參小野朝臣毛野為大式。直広參波多朝臣牟後閉為周防総領。直広參上毛野朝臣小足為吉備総領。直広參百濟王遠宝為常陸守。

〔49〕『統紀』大宝二年（七〇二）八月辛亥（十六日）条
以正三位石上朝臣麻呂為大宰帥。

持統三年（六八九）六月、飛鳥浄御原令が諸司に班賜された（史料〔40〕）。これは班賜の記事であるが、飛鳥浄御原令自体の施行は、造籍、中央官人の任命、成選法の成立などから考えて、持統四年秋からだったのではないかとする見解がある。これを念頭におくと、史料〔42〕に、持統四年七月、「大宰・国司、皆、遷任す」という記事がみえるのも、飛鳥浄御原令施行にともなう人事異動とみられる。とすれば、飛鳥浄御原令には「大宰」「国司」に関するなんらかの規定があったとみられるが、その地方官制について「吉備や周防・筑紫などに、おそらくは数方国を管掌する惣領がおかれており、筑紫総領の後身として西海

道七国三島を統括した大宰府をのぞき物領制が廃止されるのは、大宝令の施行を待たなければならなかった」とも指摘されるように、^⑧それほど整ったものではなかった可能性もある。

また、推古朝における筑紫大宰の初見記事から大宝律令制下における大宰帥にいたるまでの官名の推移を検討された八木充氏は、その変更を筑紫大宰↓筑紫大宰率（帥）↓筑紫総領↓大宰帥と推定された。^⑨史料〔41〕、〔43〕、〔44〕、〔45〕、〔46〕によれば、持統三年に筑紫大宰帥河内王、持統四年に筑紫大宰河内王、持統六年・同八年には筑紫大宰率河内王、さらには筑紫大宰率三野王がみえるから、おそらく、飛鳥浄御原令制下における官名は「筑紫大宰率（帥）」だったと推定される。

そして、史料〔48〕によれば、大宝律令制定施行の直前にあたる文武四年（七〇〇）に、石上麻呂を筑紫総領に、波多牟後閉を周防総領に、そして上毛野小足を吉備総領に任命する人事が行われている。また、小野毛野を大弐に任じたともあるが、これは記事の流れからすれば筑紫大弐と考へざるを得ない。しかも、石上麻呂は、大宝律令施行直後の大宝二年（七〇二）、大宰帥に任じられていることを考えると（史料〔49〕）、この時点では、八木氏が指摘するように、筑紫大宰の長官の職名は率（帥）ではなく筑紫総領となっていた、としなければならぬ。これまでの研究において、史料〔48〕により、筑紫大宰と筑紫総領について、筑紫大宰を官司名、筑紫総領をその長官の官職名とする解釈がないしは筑紫大宰と筑紫総領は同一実態を示すとする解釈も行われてきた。近年、仁藤敦史氏は、この史料を根拠に、大宰＝総領という解釈を示され、このあり方を「大宰総領制」と位置づけられている。^⑩

しかし、すでにこれまで述べ来たように、わたくしは、大宰＝

総領という考え方はとらない。むしろ、史料〔48〕の存在は、飛鳥浄御原令制下において、大宰、および総領のあり方に変化があったことを意味しているのではないかと考へる。このことは、先に述べたように、飛鳥浄御原令に定められていたと推測される地方官制が、大宝律令とは段階差が大きく、大宝律令制定施行段階にいたるまでに変化することがあったことを示すものとみたい。

すでにみたように史料〔42〕には、飛鳥浄御原令制下における大宰の遷任が語られているから、史料〔48〕にみえる総領は、大宰と総領について、これらをどのように大宝令制下の官制に移行させるか、を示したものと思う。^⑪わたくしは、この記事を次のように解釈する。まず、この記事の直前まで、筑紫、周防、吉備にはそれぞれ、大宰と総領が置かれていた。そして、この記事は周防、吉備については大宰の廃止を前提に最後の総領任命が行われたことを示しており、一方、筑紫については、筑紫大宰府としての存続を前提に、やはり筑紫総領が任命されたとみられる。さらに、常陸守の任命は、この時点で総領から国守への移行が行われたことを示すものとみる。こう考えた場合、問題となるのは、史料上は周防に大宰が置かれていたことが確認できない点である。ここで八木充氏が、史料〔48〕について、そこにみえる筑紫総領、周防総領、吉備総領を筑紫大宰、周防大宰、吉備大宰のそれぞれの総領と解しているのは参考となるだろう。^⑫つまり、この時点での筑紫大宰と筑紫総領の関係が、筑紫大宰総領（筑紫大宰（官司名）の役職名としての総領）とみられることから、周防、吉備についても同様に考へられたのである。わたくしは、この点は首肯できると考へるから、周防にも大宰が置かれていたものと思う。さらに氏が、「このように筑紫総領を筑紫大宰総領と解してこそ、筑紫（大宰）総領↓

大宰帥（『続紀』大宝二年八月辛亥条以下）の職名改訂をきわめて整然と説明できる」と指摘していることは、まさにその通りであり、史料〔48〕・〔49〕はそのように解釈するのが妥当であろうと思う。しかし、私見では、このあり方は史料〔48〕を遡っては適用できないのではないかと考えるのである。

このことを確認したうえで、こと筑紫に注目すれば史料〔48〕は、筑紫大宰と筑紫総領をひとつの組織に収斂させて、官司名を筑紫大宰府、長官を筑紫総領、次官を大貳とすることを示したものと推測する。つまり、ここに至ってはじめて、筑紫総領は、筑紫大宰（府）の長官として位置づけられたのであって、このことをそれ以前に遡らせる、つまり筑紫大宰＝筑紫総領であったことはできないと考える⁽⁸⁵⁾。

さて、このようにみてよいとすると、飛鳥浄御原令制下における、最終的な令制大宰府への収斂の方向性が、長官の官職名を率ではなく、筑紫総領としたことにはいくつかの理由が考えられると思われる。ひとつは、筑紫大宰には皇族が任じられていたが、令制大宰府の長官には皇族はほとんど任じられていないことから、いわば、そうした長官のあり方を明確にするために、皇族が任じられなかったと想定される筑紫総領を長官の官職名としたのではなからうか。また、いまひとつには筑紫大宰が外交・軍事担当官であり、筑紫総領は九州島全体の統括者であったとみる春名氏の見解が参考となる。氏はさらに、九州島全体の統括官という性格が筑紫大宰に併合されて、令制の大宰府が成立したのではないかとされており、これも筑紫総領をその長官の官職名とした要因であったと推測できよう。

また、大宝律令においては、その官司名としては、大宰府ではなく、筑紫大宰府であったと推測される。この点は、橋本裕氏の研究に拠っ

ている⁽⁸⁶⁾。ただ、橋本氏は大宝律令における官名が筑紫大宰府であった理由を、吉備大宰、周防大宰などの存在に求め、それらと区別するために筑紫を冠したが、大宝律令施行直前になって筑紫以外の大宰が廃止されることとなったため、筑紫大宰府という呼称のみが残ったとされた。たしかに、筑紫を冠した「筑紫大宰府」という呼称は、吉備大宰府、周防大宰府が存在するならば必要であるかもしれない。ただし、たとえば大宝令制下において吉備大宰府、周防大宰府がすでに廃されて存在しないとされていたとしても、筑紫大宰府という官名があっても問題はないと思う。むしろ以前に、吉備大宰、周防大宰が存在したとすれば、その官司名を知る人々にとっては、単に大宰府という官名の方が混乱を招くとも考えられよう。とすれば、大宝律令において官司名が筑紫大宰府であったことは、他の地域における大宰府の存続や廃止といった問題とは直接にはつながらないと考えられよう。

むすびにかえて

以上、本稿では大宰府の七世紀史について、四つの画期を設けて検討した。

第一章では、推古朝における筑紫大宰の創設、およびそれが対外的機能の一部を担っていたことを推測した。第二章においては、孝徳朝における評の編成と筑紫総領の関係を検討し、令制大宰府の管内支配機能の一部とされる財政的側面について、その税の収取に筑紫総領があつたのではないかと考えた。また、第三章では令制大宰府における軍事的機能との関連から、天智朝におけるその付与をみたが、それを白村江敗戦に伴う危急の事態に対応するものとして、相対化すべき

ことを述べた。さらにその軍事的機能のうちの「防」「烽」も、朝鮮半島に由来する可能性について言及した。第四章では、近年の七世紀史、律令制形成史の研究動向を参照しつつ、飛鳥浄御原令制下における筑紫大宰と筑紫総領のあり方を中心に、それが大宝律令制下の筑紫大宰府にいたる過程を検討した。

しかし、冒頭にもふれたように大宰と総領、あるいは筑紫大宰、筑紫総領に関して、また設定した四つの画期に関わる個々の問題についても、すでに膨大な研究史があり、それらを検証しえていないことは十分に自覚している。今後、それらをより詳細に論じ、検証していくことが大きな課題といわなければならない。この点を明記して擱筆することにしたい。

註

(1) 「那津官家」は『書紀』宣化元年五月辛丑朔癸が関係史料であるが、そこには「修造官家、那津之口」とあるものの、「那津官家」という語そのものはない。そこで、本稿においては、「」を付して「那津官家」と表記する。

(2) 総領に関する史料表記は、筑紫総領の場合、後掲の引用史料のように「竺三志惣領」「筑紫惣領」とみえ、周防では「周防惣領」とみえて、史料上は「筑紫総領」「周防総領」の表記はない。ただし、本稿においては、「総領」との表記が従前の研究論文などでは一般的であることに鑑み、史料を引用する場合を除いて、「筑紫総領」「周防総領」とし、その他についても「総領」の表記を用いる。

(3) 本稿では、紙幅の関係上、その研究史を十分に整理し、それらに言及することができない。以下の叙述のなかで、関連する研究について随時ふれることとしたい。なお、この三者については、近年、酒井芳司氏が精力的に研究を公にされており、啓発される点が多い。氏は、そのなかで主要な、そして画期となる研究について整理されているので参照されたい。a 酒井芳司「那津官家修造記事の再検討」(『日本歴史』七二五、二〇〇八年)、b 「倭王権の九州支配と筑

紫大宰の派遣」(『九州歴史資料館研究論集』三四、二〇〇九年)、c 「筑紫における総領について」(『九州歴史資料館研究論集』四一、二〇一六年)。氏には、このほか関連する論考として、d 「大宰府・水城」(森公章編『史跡で読む日本の歴史』3 古代国家の形成、吉川弘文館、二〇一〇年)、e 「九州地方の軍事と交通」(館野和己・出田和久編『日本古代の交通・交流・情報』1 制度と実態、吉川弘文館、二〇一六年)がある。また、亀井輝一郎氏も、近年、『太宰府市史』通史編Ⅰ(太宰府市、二〇〇五年)に執筆されるに際して、これらに関連する論考を公にされている。a 「大宰府覚書―筑紫大宰の成立―」(福岡教育大学紀要)五三 第二分冊 社会科学編、二〇〇四年)、b 「大宰府覚書(二)―吉備の総領と大宰―」(福岡教育大学紀要)五四 第二分冊 社会科学編、二〇〇五年)、c 「大宰府覚書(三)―国宰・大宰とミコトモチ―」(福岡教育大学紀要)五五 第二分冊 社会科学編、二〇〇六年)。参照されたい。もちろん、その論旨は、『太宰府市史』の叙述にも反映されている。

(4) 『飛鳥の都』(シリーズ日本古代史③、岩波新書、二〇一一年)。

(5) 以下、特に飛鳥地域、藤原地域から出土した木簡を、市大樹「飛鳥藤原木簡の研究」(塙書房、二〇一〇年)によって、「飛鳥藤原木簡」と称する場合がある。

(6) 森公章氏は、この戦役が日本だけではなく、中国・朝鮮の史書にも記載されており、国際的に重要な意味を持つものであったこと、かつ研究の国際化の面からいえば「白村江の戦い」とするよりは「白村江戦」の方が相応しいこと、を指摘する(「白村江戦と水城・山城の造営」『都府楼』四五、二〇一三年)。本稿では、これにしたがって、この戦役を「白村江戦」と表記する。

(7) 田村圓澄「大宰府前史小論」(『九州文化史研究所紀要』一二、一九七六年)、倉住靖彦「古代の大宰府」(吉川弘文館、一九八五年)、森公章「大宰府および到着地の外交機能」(同『日本古代の対外認識と通交』吉川弘文館、一九九八年)など。

(8) 氣賀澤保規『隋書』倭国伝からみた遣隋使(同編『遣隋使がみた風景―東アジアからの新視点―』、八木書店、二〇一二年)。

(9) 吉田孝「日本の誕生」(岩波新書、一九九七年)。

(10) 榎本淳一「比較儀礼論」(荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の対外関

- 係』2 律令国家と東アジア、吉川弘文館、二〇一二年)。なお、榎本氏は、この時の迎賓儀礼をはじめとする礼制整備が、通説となっている隋の礼制ではなく、百濟経由でもたらされた中国南朝の梁朝のそれであった、とも指摘している。
- (11) 倉住氏注(7) 前掲書。
- (12) 史料引用は、沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉共著『上宮聖徳法王帝説 注釈と研究』(吉川弘文館、二〇〇五年)に拠る。
- (13) 亀井氏注(3) 前掲a論文。
- (14) 八木充氏も、筑紫大宰と「那津官家」との継続性に疑問を呈し、かつその創設は天智朝と推定されることを指摘しつつも、「外国使節の接迎を主務とする初期筑紫大宰の成立を七世紀初頭の推古朝に措定することは、かならずしも不当とはいえない」として、推古朝における筑紫大宰創設を全面的に否定されてはいない(八木「筑紫大宰とその官制」同『日本古代政治組織の研究』塙書房、一九八六年)。
- (15) 亀井氏注(3) 前掲a論文。
- (16) 酒井氏注(3) 前掲b論文。
- (17) 長洋一「朝倉橋広庭宮をめぐる諸問題」(『神戸女学院大学論集』二六―三、一九八〇年)。
- (18) この点については、斉明天皇以下が西下したこの時期は、筑紫大宰を置かず、倭王権による九州地域の直接支配が行われたとする酒井氏の見解も参考となろう。酒井氏注(3) 前掲b論文。
- (19) 倉住氏注(7) 前掲書。
- (20) 北條秀樹「大宰府成立前史小論」(同『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (21) 田村圓澄「大宰府の創建」(同『日本古代の宗教と思想』山喜房仏書林、一九八七年)。
- (22) 拙稿「大宰府の成立過程―対外的機能を中心として―」(『考古学ジャーナル』五八八 特集 古代都市大宰府の成立、二〇〇九年)。
- (23) 太宰府市史編集委員会編『太宰府市史』通史編Ⅰ(大宰府市、二〇〇五年)所収の拙文参照。吉岡直人「大宰府外交機能論」(『立命館文学』三一、二〇一

- (〇年)は、拙文の見解にふれて、この管理・監督の具体的な内容として「供給」をあげている。しかし、拙文にいう管理・監督は安置・供給にとどまらず、国指定史跡「鴻臚館跡」の発掘調査において確認された、北館地区における石垣遺構(『鴻臚館』14、福岡市埋蔵文化財調査報告書第783集、福岡市教育委員会、二〇〇四年。同書は、北館Ⅱ期を八世紀前半とするが、この時期設定については、八世紀後半とする見解がある。『鴻臚館』16、福岡市埋蔵文化財調査報告第875集、福岡市教育委員会、二〇〇六年、また拙稿「講演録 大宰府機構と筑紫館」『市史研究 ふくおか』三、二〇〇八年、を参照されたい。)に象徴的にみられるような、警戒感を含んだ管理・監督など、より広がりのある機能を想定しているのである。
- (24) 倉住氏注(7) 前掲書。
- (25) 桃崎祐輔「ミヤケと北部九州の遺跡―那津官家・糟屋屯倉・大抜屯倉を中心に―」(掘ったバイ筑豊二〇一二 古代史シンポジウム『6世紀の九州島 ミヤケと渡来人 記録集』、嘉麻市教育委員会、二〇一四年)。
- (26) 酒井氏注(3) 前掲c・e論文。
- (27) 原秀三郎「大化改新論批判序説」(『日本史研究』八六、八八、一九六六年、一九六七年)はその代表的な論考といえよう。
- (28) これらの点については、市大樹「大化改新と改革の実像」(『岩波講座 日本歴史』第2巻 古代2、岩波書店、二〇一四年)を参照。
- (29) 鎌田元一「評の成立と国造」(同『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年)。
- (30) 森「評の成立と評造」(同『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (31) 鎌田元一注(29) 前掲論文、および「評制成立の歴史的前提」(注(29)前掲書所収)、大山誠一「大化改新像の再構築」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』上巻、吉川弘文館、一九七八年)、狩野久「律令国家の形成」歴史学研究会・日本史研究会編『講座 日本歴史』1 原始・古代1、一九八四年など。
- (32) 吉田晶「評制の成立過程」(同『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、一九七三年)、早川庄八「律令制の形成」(同『天皇と古代国家』、講談社学術文庫、年)など。
- (33) 鎌田元一「部・屯倉・評」(『新版 古代の日本』1 古代史総論、角川書

店、一九九二年)。

(34) 酒井氏注(3) 前掲c論文。

(35) 以下に、それぞれの典拠を示しておく。

1 糟屋屯倉:『書紀』継体二十二年十二月条。

1 糟屋評:『梵鐘(国宝)と内側陽鑄銘文 妙心寺』・同銘文拓影、太宰府市史編集委員会編『太宰府市史』建築・美術工芸資料編(口絵35・五七六頁)、太宰府市、二〇〇三年。

2、3、9、14の屯倉:『書紀』安閑二年五月甲寅条(後掲史料(22))

4 夜津評:平川南「井上薬師堂遺跡出土木簡」(小郡市史編集委員会編『小郡市史』第四巻 資料編 原始・古代、小郡市、二〇〇一年)。

5・6 嶋評:高橋学「国分松本遺跡出土の木簡」(『都府楼』四四、二〇一二年)

7 山ア評・8 豊評:『井尻B遺跡』12 市道御供所井尻線建設に伴う発掘調査報告書Ⅱ-井尻B遺跡第17次調査(A・E・F区)の報告―福岡市埋蔵文化財調査報告書第787集(福岡市教育委員会、二〇〇四年)。

15 久須評:酒井芳司「大宰府史跡蔵司西地区出土木簡の再検討」(『九州歴史資料館研究論集』三〇、二〇〇五年)。

16 阿蘇評:『阿蘇家略系譜』(新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史』史料編第二巻 古代・中世、熊本市、二〇〇三年)。当該史料は、「古代阿蘇氏の一考察」(『高千穂・阿蘇』神道文化会)によるという。

17 久湯評:『二〇〇二年出土の木簡』(『木簡研究』二五、二〇〇三年)。

18 衣評:『統紀』文武四年(七〇〇)六月庚辰条(前掲史料(18)および(47))。なお、対応すると推定される郡名は『倭名類聚抄』に拠る。

(36) 田中正日子「成立期の筑後国と大宰府」(『筑後国府・国分寺跡』久留米市文化財調査報告書第五九集、久留米市教育委員会、一九八九年)。

(37) 酒井氏注(3) 前掲c論文。

(38) 吉田「国造本紀における国造名」(同『日本古代国家成立史の研究―国造制を中心として―』東京大学出版会、一九七三年)。

(39) ヤメの表記は、八女、陽咩いづれか確定できないので、カタカナ表記とする。

(40) 松村氏(本人からの口頭での)ご教示による。ヤメ評の上・下分割の場合も、この点では齟齬しない。

(41) ここでも、アサクラの表記が確定できないため、カタカナ表記とする。

(42) この表記は、大東急記念文庫所蔵「大宝四年縁起」による。この史料には「筑前国」の古称である「筑志前国」もみえ、古い表記を遺しているとみられるからである。ただし、ここでは「上旦鹿郡」とあるが、「上旦座郡」の誤りとみただ。ただ、この表記が斉明朝まで遡るか、また元来の表記であるかは、実は明確ではないが、仮にこの表記を採った。

(43) 仁藤『古代王権と支配構造』(吉川弘文館、二〇一二年)。

(44) 市氏注(5) 前掲書。なお、ここで市氏がいう前期評とは、山中敏史氏による評家関連遺構を三段階に分ける理解に基づく。すなわち、氏は郡衙遺跡からうかがえる評衛の成立・変遷を次のように区分する。第一段階は七世紀前半代までの時期(孝徳立評に先行する時期)、第二段階はおよそ七世紀第Ⅲ四半期(孝徳朝から天武朝前半頃)、第三段階はおよそ七世紀第Ⅳ四半期(天武朝後半頃から文武朝)としたうえで、第一段階を端緒的評・端緒的評衛、第二段階を前期評・前期評衛、第三段階を後期評・後期評衛と呼んでいるのである(山中「評制の成立過程と領域区分―評衛の構造と評支配域に関する試論」岸和田市・岸和田市教育委員会『考古学の学際的研究』昭和堂、二〇〇一年)。なお、同『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、一九九四年、も参照。

(45) 市氏注(5) 前掲書。

(46) 吉川「律令体制の形成」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』第1巻 東アジアにおける国家の形成、東京大学出版会、二〇〇四年)。なお、本論文の意義については、第四章を参照のこと。

(47) 樋口「律令的調制成立の前提」(『歴史学研究』五九八、一九八九年)。

(48) 『評制下荷札木簡集成』(奈良文化財研究所史料第七十六集、奈良文化財研究所、二〇〇六年)。同書総説は市大樹氏に拠るものである。なお、市氏注(5) 前掲書には、これが論文「飛鳥藤原京出土の評制下荷札木簡」として収録されている。ただし、木簡写真図版はなく、また木簡番号にも変更があり、本木簡は、二二三号木簡となっている。

(49) 本木簡は市氏注(5) 前掲書では、二八二号木簡である。

(50) 市氏注(5) 前掲書。

(51) 市氏注(5) 前掲書では三〇三号木簡。

- (52) この点については、律令制下に国一郡一里となる地方支配組織は、国一評一五十戸、国一評一里を経て成立するが、評から郡へと表記が変わるのは大宝律令制定施行によること、出土木簡によって明らかになっている。また、五十戸から里への表記変更についても、出土木簡における表記の検討から、(1) 天武十年(六八一)以前の表記は「五十戸」に限られる、(2) 天武十二年以後「里」が登場するが、「五十戸」表記も一部に残る、(3) 持統二年(六八八)以降は「里」に統一される、と整理される(市氏注(5) 前掲書)。
- (53) 樋口氏注(47) 前掲論文。
- (54) 市氏注(5) 前掲書三九八頁。
- (55) 菅波「那津の口の大形建物群について―福岡市比恵、那珂遺跡群の6世紀―7世紀の様相―」(『博多研究会誌』四、一九九六年)。
- (56) 春名宏昭「鎮西府について」(同『律令国家官制の研究』吉川弘文館、一九九七年)。
- (57) 森公章「白村江以後 国家危機と東アジア外交」(講談社、一九九八年)。
- (58) ただし、すでに述べたように、斉明天皇西下の際には、筑紫大宰が置かれなかった可能性がある。
- (59) 『水城跡』上巻・下巻(九州歴史資料館、二〇〇九年)。
- (60) 『三國史記』については、『三國史記』(学習院大学東洋文化研究所刊、一九六四年)に拠った。また、金思燁訳『完訳 三國史記』上・下(六興出版、一九八〇・一九八一年)を適宜参照した。
- (61) 本木簡の釈文および解釈は、佐賀県教育委員会文化課編『末盧国を掘る2 古代の中原遺跡―解き明かされる鏡の渡し―』(西九州自動車道文化財調査概要、国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所発行、二〇〇五年)を参照した。同書によれば釈文・解釈は平川南氏、田中史生氏に拠るものである。
- (62) a 「唐兵部式と日本軍防令」(同『法制史論叢』第一冊、角川書店、一九六七年、(初発表一九五二年)、b 「律令時代の国防と烽燧の制」(同『法制史論叢』第四冊、角川書店、一九六七年(初発表一九五二年、原題「上代烽燧考」)。
- (63) 「唐軍防令と烽燧制度―滝川博士の批評に答えて―」(仁井田陸著・池田温編集代表『唐令拾遺補 附唐日両令対照一覽』東京大学出版会、一九九七年(初発表一九五四年)。
- (64) シンポジウム「古代国家とのろし」宇都宮市実行委員会・平川南・鈴木靖民編「烽」とぶひ」の道 古代国家の通信システム(青木書店、一九九七年)。
- (65) 李成市「韓国出土の木簡」(『木簡研究』一九、一九九七年)。釈文、特に一行目の「册」を「明」の異体字とする点も同論文に拠っている。
- (66) 瀧川氏注(62) 前掲b論文。
- (67) 佐藤信「古代国家と烽制」(注(64) 前掲書所収)。
- (68) 注(22) 前掲拙稿。
- (69) 注(4) 参照。
- (70) 吉川氏注(46) 前掲論文。
- (71) 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」(同『日本律令国家論攷』岩波書店、一九九二年(初発表一九五四年))。
- (72) 原氏注(27) 前掲論文。
- (73) 鐘江「講演」『日本の七世紀史』再考―遣隋使から大宝律令まで―(『学習院史学』四九、二〇一一年)。
- (74) 全集日本の歴史 3、小学館、二〇〇八年。
- (75) 大隅「大宝律令の歴史的位相」(天津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社、二〇〇八年)。
- (76) 坂上「律令制の形成」(岩波講座 日本歴史」第3巻 古代3、岩波書店、二〇一四年)。
- (77) 坂上氏注(76) 前掲論文。
- (78) 坂上氏注(76) 前掲論文。
- (79) 八木氏注(14) 前掲論文。
- (80) 仁藤「広域行政区画としての大宰総領制」(『国史学』二二四、二〇一四年)のうち、周防総領は『書紀』天武十四年十一月条にみえ、守とする常陸は『常陸国風土記』の「東国」総領に相当するとみてよく、この時点で存在するすべての総領の任命を伝える記事であると考えられる」とされていることは、この問題を考えるときに参考となろう(亀井氏注(3) 前掲b論文)。ただし氏は、総領全般に関しては、史料にみえないものを存在したと推定するのは史料批判のうえからも好ましくないとの考えから、総領の設置を、具体的に史料にみえる

ような地域に限定されたものとみておられるから、本稿とは基本的な立場を異にする。

(82) 八木氏注(14) 前掲論文。

(83) たとえば森公章氏は、評造の意義を検討し、「立評以前において、評造は国造出身者以外で評督、助督を出す予定の地位的呼称を持つ者として、中央政府に把握されていた」ととらえ、さらに評制の最末期に位置する「糟屋評造」（京都妙心寺鐘銘、注(35) 参照）を、長官の別称とし、評造の解消方向を示すものとされた（森氏注(30) 前掲書）。おそらく、ここで問題としている「筑紫大宰」と「筑紫総領」も、ほぼこれと同じように考えることができると思われる。この史料(48)をもつて、大宰Ⅱ総領とはいえないと考える。

(84) 春名氏注(56) 前掲論文。

(85) 橋本「大宰府覚書―大宝令における呼称を中心に―」（同『律令軍団制の研究 増補版』吉川弘文館、一九九〇年）。

〔附記〕 本稿をなすにあたっては、特に文献検索等について、福岡市博物館市史編さん室原田諭氏の助力を得た。末尾ながら記して謝意を表する次第である。

（しげまつ・としひこ 太宰府市公文書館研究員）